

## 旭川市生活交通路線維持対策費補助金交付要綱

## (趣旨)

第 1 条 地域住民の生活に必要なバス路線等を維持し、又は確保することで地域住民の福祉を確保するため、この要綱に定めるところにより予算の範囲内で補助金を支出する。

## (定義)

第 2 条 この要綱において「乗合バス事業者」、「補助対象期間」、「地域キロ当たり標準経常費用」、「乗合バス事業者キロ当たり経常費用」、「補助対象経常費用」とは、地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱（平成 23 年 3 月 30 日付け国総計第 97 号。以下、「国の要綱」という。）及び北海道が年度毎に定める北海道生活交通路線維持対策事業費補助金交付要綱（以下、「道の要綱」という。）に定める用語と同義とする。

- 2 この要綱において、「旭川市生活交通路線」とは、旭川市地域公共交通会議で協議され、「北海道生活交通路線確保維持計画」に位置づけられた市町村単独補助路線及び地域内フィーダー系統のうち旭川市関係路線をいう。
- 3 この要綱において、「経常収益」とは運送収入、運送雑収入及び営業外収益の合計額をいう。
- 4 この要綱において、「経常費用」とは運送費、一般管理費及び営業外費用の合計額をいう。

## (補助対象路線)

第 3 条 補助対象路線は、旭川市生活交通路線であって、補助対象期間に当該生活交通路線の運行によって得た経常収益の額が同期間における補助対象経常費用に達していない路線とする。

- 2 前項に定める路線のほか、次の各号に掲げる路線とする。
  - (1) 国の要綱又は道の要綱において、本市の補助負担が条件とされている路線。
  - (2) 平均乗車密度が国の要綱又は道の要綱で定める基準未満のため国又は道の補助が減額される路線。
  - (3) 他市との協定により協調して補助を行う路線。

## (補助対象経費の額)

第 4 条 補助対象経費の額は、前条第 1 項に定める路線に関しては、補助対象路線に係る補助対象経常費用と経常収益との差額のうち、国、道からの補助金を除いた額とする。ただし、他の運行系統との競合区間の合計が 50% 以上の旭川市生活交通路線であって、当該競合区間の輸送量が 1 日当たり 150 人を超えるものに係る補助対象経費の額は、次の式により計算された額とする。

$$\frac{\text{当該生活交通路線の補助対象経常費用と経常収益との差額} \times \text{当該生活交通路線の総キロ程} - \text{競合区間に係るキロ程}}{\text{当該生活交通路線の総キロ程}}$$

- 2 前条第 2 項第 1 号に定める路線に関しては、国の要綱又は道の要綱の定めによる。
- 3 前条第 2 項第 2 号に定める路線に関しては、減額された額の 2 分の 1 を上限とする。
- 4 前条第 2 項第 3 号に定める路線に関しては、協定市との協議による。

## (補助対象事業者)

第 5 条 補助対象事業者は、本市内において第 3 条に定める路線を運行する乗合バス事業者であって、最も少ない補助金で当該生活交通路線を運行するものとする。

## (補助金の交付額)

第 6 条 補助金の額は、補助対象経費の額を限度とする。ただし、第 3 条第 2 項の補助対象路線につ

いては、国の要綱又は道の要綱に定める額とする。

(補助金を算定するための収支報告)

第7条 補助対象路線を運行する補助対象事業者は、補助対象期間末日の2ヶ月後までに旭川市生活交通路線維持対策費補助金算定収支報告書(様式第1号)に国の要綱様式1-1表2(2)添付書類1.及び2.に定める書類を添えて市長に提出するものとする。

(補助金の交付申請)

第8条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、補助金の交付を受けようとする会計年度の2月末日までに旭川市生活交通路線維持対策費補助金交付申請書(様式第2号)を市長に提出するものとする。

(補助金の交付決定)

第9条 市長は、前条の規定により提出された申請書の内容を審査し、適当と認めたときは、補助金の交付を決定し、申請者に通知するものとする。

(関係書類の整備)

第10条 補助金の交付を受けた者は、帳簿を備え、その収支状況を明らかにし、その他事業に関する書類を整備し、補助金の交付を受けた日の属する会計年度の終了後、5年間保存するものとする。

(調査及び報告)

第11条 市長は、補助金の適正な執行を期するため、必要があると認めたときは、補助金の交付を受けた者に対して事業内容をその都度調査し、報告を求め、適正な措置を求めることができる。

(取消及び返還)

第12条 市長は、補助金の交付の決定を受けた者が、補助金の交付の条件に違反し、又は補助することが不適当と認めたときは、補助金交付の決定の全部若しくは一部を取消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることがある。

附 則

1 この要綱は、平成13年10月22日から施行する。

2 平成13年度に交付する補助金に係る第2条第4号の規程の適用にあつては、「補助金の交付を受けようとする会計年度(地方自治法(昭和22年法律第67号)第208条第1項に規定する会計年度をいう。以下同じ)の9月30日を末日とする1年間。」とあるのは、「平成13年4月1日から平成13年9月30日まで」とする

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年10月8日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年10月21日から施行し、平成17年8月30日から適用する。

附 則

この要綱は、平成18年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年3月4日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年9月30日から施行する。